

令和 8 年飲酒運転させない T O K Y O

キャンペーン実施に伴う推進委員会幹事会

令和 8 年 6 月 2 日（火）

午後 14 時 00 分 開会

○都民安全総合対策本部 松崎

それでは定刻となりましたので、ただ今から飲酒運転させない TOKYO キャンペーン推進委員会幹事会を始めさせていただきます。本日はご多忙のところ、オンライン会議にご参加いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局の松崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ここで開会に先立ちまして、事前に配信しました資料の確認をさせていただきます。まずは会議次第となります。次に、都内の飲酒関連事故の発生状況について、これは表紙を合わせまして全部で 5 枚でございます。そして、令和 8 年飲酒運転させない TOKYO キャンペーン実施要領（案）とイベント実施概要になります。本日の資料は以上となります。それでは進行をさせていただきます。はじめに、開会にあたり総合推進部長 馬神からご挨拶を申し上げます。

○総合推進部長 馬神

東京都都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神でございます。本日は飲酒運転させない TOKYO キャンペーン推進委員会幹事会を開催するにあたり、ご出席を賜り誠にありがとうございます。平素から東京都の交通安全対策をはじめ、都政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

飲酒運転させない TOKYO キャンペーンは、平成 18 年、福岡県で発生した飲酒運転により幼児 3 人の尊い命が奪われるという大変痛ましい事故を契機にスタートした取り組みでございます。これまで東京都と警視庁、東京都交通安全協会が連携して、関係機関・団体の皆様のご協力をいただきながら、様々な取り組みを進めてまいりました。

昨年の飲酒に起因する死亡事故は2件でございました。一昨年と比較して3件減少しております。また、今から20年前の平成17年には年間で32件の飲酒死亡事故が発生していたことを考えますと、大幅に減少したと言えると思います。しかしながら、今年に入りまして、1月上旬には品川区において飲酒の上バイクを運転し縁石に激突した死亡事故が発生するなど、今年に入って既に4件の飲酒による死亡事故が相次いで発生しておりますように、なかなか根絶には至っておりません。

このような悪質・危険な飲酒運転を根絶するためには、ドライバーに対する取り締まりはもちろんでございますけれども、お酒の販売店、またお酒を提供する側から飲酒運転をさせない、許さないという社会環境を醸成していくことが極めて重要でございます。

都は「世界一の交通安全都市」を目指して、警視庁をはじめとする関係機関・団体の皆様と連携しながら、飲酒運転根絶をはじめとした交通安全対策を充実してまいります。結びに、本キャンペーンが効果的に展開され、社会全体に飲酒運転根絶の機運がさらに高まりますよう、引き続き皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○都民安全総合対策本部 松崎

ありがとうございました。なお、馬神部長につきましては公務の都合によりここで退席させていただきます。続きまして、都内の飲酒関連事故の発生状況について、警視庁交通部交通総務課の木戸係長、よろしくお願いいたします。

○警視庁交通部交通総務課 木戸係長

まずは皆様に、日頃からそれぞれの立場で交通安全のためにご尽力いただいておりますこと、この場を借りてお礼申し上げます。それでは、都内の飲酒運転による交通事故の発生状況につきまして、資料に基づいてご説明いたします。資料につきましては、飲酒した上で原動機付自転車以上の車両を運転して発生した事故の件数などをまとめたものとなります。

資料の1番をご覧ください。これは令和3年から昨年までの過去5年間の飲酒事故の推移となっています。飲酒事故件数は増減を繰り返しながら、昨年は195件と過去5年間で最も多く発生している一方で、死亡事故は2件と比較的抑えられた状況となっています。

次に、2の月別発生件数ですが、10月以降年末にかけて多く発生しております。特に12月はクリスマスや忘年会など飲酒する機会が多くなることから、飲酒による事故も多く発生する傾向にあります。

3の曜日別につきましては、土曜日・日曜日が多く発生している傾向となっております。

4の当事者別につきましては、圧倒的に乗用車による事故が多く、5年平均で見ると2番目に多い貨物車の4倍近くとなっております。また、資料にはありませんが、事故に占める飲酒割合という点で見ますと、特定原動機付自転車の飲酒割合は四輪車の20倍以上となっています。事故に至らない飲酒運転の状況は、資料にはありませんが、令和6年11月の道路交通法改正以降、自転車の飲酒運転が大幅に増加しています。

続きまして資料に戻ります。資料の 5 番、年代別では、発生件数・死者数ともに 20 歳代が最多となっております。

6 の道路別では、区市町村道での発生が最も多くなっております。これは区市町村道の総延長が約 22,000km で、主要地方道の約 22 倍の長さがあることも関係していると思われます。しかしながら、死亡事故件数は区市町村道と主要都市道ではほとんど差がありません。

資料 7、発生時間帯別では、22 時から翌日の午前 0 時、朝方の 6 時から 8 時に多く発生しております。中には、深酒した翌日に体内からアルコールが抜けていない状態で車を運転し、事故を起こすといったケースも少なくありません。

各種対策にあたっては、別添のハンドルキーパーのチラシや路上寝込みに対する注意喚起のチラシなどを活用して注意喚起を図っていく予定となっております。警視庁からの飲酒事故状況についての説明は以上となります。

○都民安全総合対策本部 松崎

続きまして、令和 8 年飲酒運転させない TOKYO キャンペーン実施要領（案）について、総合推進部の交通安全対策担当課長の平からご説明申し上げます。

○総合推進部交通安全対策担当課長 平

交通安全対策担当課長の平でございます。本日はご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。幹事の皆様方には日頃から交通安全施策の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、先日実施されました「春の全国交通安

全運動」におきましても、それぞれのお立場から積極的な取り組みをいただき、誠にありがとうございました。

先ほど馬神部長からもご説明がありました通り、今年に入り都内においては飲酒運転による死亡事故が既に4件発生しており、飲酒運転の根絶には未だ至っていないのが現状です。本キャンペーンにおきましても、幹事の皆様と緊密に連携しながら、飲酒運転を許さない気運を一層高め、社会全体で根絶に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、資料1「令和8年飲酒運転させないTOKYOキャンペーン実施要領（案）」をご覧ください。

本キャンペーンの目的は、記載の通り、都民一人ひとりに対し、飲酒運転は絶対にしてはならない、また周囲もこれをさせてはならないという意識を浸透させ、飲酒運転をしない・させない社会環境を醸成することにあります。

実施期間は7月1日（水）から7月7日（火）までの7日間としております。今年は全国的に平年より気温が高くなることが見込まれており、特に厳しい暑さが予想されております。こうした時期は、暑気払いや会食の機会が増えることに加え、喉の渇きから飲酒量が増えやすいこともあり、例年にもまして注意が必要です。

また、酒気帯び運転で検挙された方の中には、「一晩寝たから酒は抜けていると思った」「少し休んだから大丈夫だと思った」「近い距離だから問題ないと思った」といった自己判断のもとで運転してしまうケースが少なくありません。しかし、アルコールの分解には個人差があり、睡眠をとったからといって必ずしも翌朝には体内からアルコールが抜

けているとは限りません。自覚がなくても酒気が残っている場合があるという点を改めて広く周知していく必要があります。

次に主な取組内容についてご説明いたします。まず、飲食店の来店客等に対する取り組みについてです。都で作成しております「飲酒運転根絶ステッカー」等につきましては、来店客や利用者の目に留まりやすい場所に掲示していただきたいと考えております。ステッカーは十分に用意しておりますので、必要な場合はご遠慮なくご連絡ください。

また、飲酒運転させない TOKYO キャンペーン実施中にステッカーは東京都のホームページからダウンロード可能としておりますので、あわせてご活用いただければと存じます。

さらに、「飲酒運転させないためのマニュアル」の活用をお願いいたします。飲酒運転は強い泥酔状態での運転だけでなく、本人が「もう大丈夫」と思い込んでいる状態で発生することも多く、誤った認識を正していくことが重要です。そのため、店舗や駐車場において、利用者に対し具体的に注意喚起を行うことは、飲酒運転の未然防止に有効であると考えております。

たとえば、来店時に「本日はお車ではありませんか？」とひと声お声がけいただくことや、会計時に運転代行、公共交通機関、タクシーのご利用をご案内していただくこと、またメニュー表や店内表示に「代行運転手配可能」などの文言を掲載していただくことは、飲酒運転を思いとどまらせ、運転以外の選択肢を具体的に示す上で大変効果的です。小さな呼びかけであっても、利用者の判断を変える効果的なきっかけになることから、現場における日常的な声掛けをぜひお願いしたいと考えております。

なお、飲酒運転については、運転者本人のみならず、運転するおそれのある者に酒類を提供した場合や、飲酒をしていることを知りながら車両を提供した場合、さらにはその運転を容認して同乗した場合も罰則の対象となります。このように飲酒運転は周辺者も含めた責任が問われる行為であることから、参加会員の皆様がいわゆる飲酒の周辺者として責任を問われることがないよう、改めて周知と注意喚起をお願いしたいと考えております。

これらのマニュアルにつきましては、「飲食店用」及び「駐車場用」の二種類を東京都のホームページに掲載しております。関係者の皆様への周知にぜひともご活用ください。

次に、職域・職場に対する取り組みについてです。社員の健康管理は本人の利益になるだけでなく、安全対策であり企業としての危機管理にも直結する重要な取り組みです。社員が飲酒運転で検挙されたり重大な事故を起こした場合には、本人の処分や生活上の影響にとどまらず、企業としての社会的信用の失墜、取引先や地域からの信頼低下など、組織全体に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

既に多くの企業においてアルコールチェックや点呼時の確認が実施されていると承知しております。それに加えて、交通安全講習会の開催、朝礼や社内広報紙等を通じた継続的な情報発信、懇親会等の開催時における帰宅手段の事前確認など、職場全体で飲酒運転を発生させない仕組みづくりを進めていただきたいと考えております。特に翌朝の業務で運転を伴う可能性がある場合には、前日の飲酒量にも十分注意を促すことが重要です。

都では飲酒運転防止に関する DVD の貸出も行っておりますので、社内研修等においてあわせてご活用ください。

次に、家庭や地域における取り組みについてです。飲酒運転による事故は、被害者とその家族の人生を大きく損なうだけでなく、加害者側にとっても、高額な賠償請求、免許の取消し、失職や解雇など、社会生活に極めて深刻な影響を及ぼします。ご家庭においても、飲酒運転事故を他人事として捉えるのではなく、「飲んだら運転しない、させない」という基本を家族の中で改めて確認していただきたいと考えております。たとえば、会食前に帰宅方法を決めておくことや、翌日に運転予定がある場合には深酒を避けるなど、身近な行動の積み重ねが事故防止につながります。また、地域においても飲酒運転を見逃さないという意識を広げていくことが何よりも重要であります。

続いて、実施要領についてご説明いたします。共通事項として、ステッカーの掲示のほか、各団体・関係機関のホームページや広報媒体等を活用した情報発信、「飲酒運転させないためのマニュアル」を用いた呼びかけなど、あらゆる機会を通じて周知啓発をお願いしたいと考えております。

また、都としましてはキックオフイベントの開催に加え、街頭ビジョン等を活用して監視庁作成の啓発映像を放映するなど、都民の皆様に対する周知を進めてまいります。飲酒運転防止のメッセージを継続的かつ多面的に届けることで、キャンペーン期間中のみならず、その後の行動変容にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、資料2「イベント実施概要（案）」についてご説明いたします。7月1日（水）午後3時から午後3時45分まで、東京ミッドタウン地下1階アトリウムにおいて、キックオフイベントを実施いたします。ゲストにはタレントの原口あきまささんを予定しており、主催者挨拶のほか、交通安全教室を実施する予定です。イベントの報道発表は6月17日（水）を予定しており、東京都のホームページでも周知いたします。既に参加意向

調査にはご回答いただいておりますが、改めて参加可能な幹事様がいらっしゃいましたら、6月19日（金）までに既にお送りした URL にて参加登録していただきますようお願いいたします。

最後になります。飲酒運転の根絶は、全国交通安全運動において重点的に取り組まれている重要課題であり、交通事故削減の根幹をなす取り組みであります。一人ひとりの意識だけでなく、家庭、地域、事業者、関係機関が一体となって飲酒運転をしない、させないという環境を築いていくことが、根絶への最も確実な道であると考えております。都といたしましても、飲酒運転防止対策をはじめ、各種交通安全施策に引き続き取り組んでまいりますので、幹事の皆様方におかれましても変わらぬご支援とご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

○都民安全総合対策本部 松崎

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご質問やご意見等ございましたら、手を挙げるボタンを押してご発言をお願いいたします。ご質問・ご意見がないようですので、令和8年飲酒運転させない TOKYO キャンペーン実施要領（案）についてご賛同いただけたものとさせていただきます。

以上で議事は終了いたしました。本日はお忙しいところオンライン会議にご参加いただきまして、ありがとうございました。